

県有財産の売却は…

- 1 千葉県が所有する未利用となった不動産を現状有姿のまま、売却します。
- 2 入札は、個人でも法人でも参加できます。
- 3 不動産売買の仲介手数料はかかりません（県が不動産業者等に仲介を依頼することはありません。）。
- 4 所有権移転登記の手続きは、県が行います（登録免許税は、購入者に負担していただきます。）。

1 物件の確認

- (1) 購入を希望する物件を確認してください。（「入札物件一覧表」、「入札物件調書」参照）
- (2) 物件調書を参考に、現地及び諸規制を確認してください。物件は、現状引渡しとなります。（建物の内覧会を実施する物件もあります。「第3 資料の閲覧及び建物の内覧会」参照）

2 入札の手続（「第5 入札手続」参照）

【入札書等提出期間】 令和5年11月21日（火）から11月28日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は期間中に必着とします。）

- (1) **入札保証金** 購入希望者は、本案内書添付の「納付書兼領収書」を使用して、**入札保証金を指定金融機関（千葉銀行）等に納入してください。**
（納付書兼領収書は、記載例（81 ページ参照）を参考に漏れなく記載してください。）
- (2) **書類の提出** 入札参加申込書（兼）入札保証金提出書に必要事項を記入・押印のうえ、入札保証金「納付書兼領収書」等添付書類を添えて、入札書のみを「**入札書提出用封筒（水色）に入れて封をし、上記期間中に総務部資産経営課まで、持参又は簡易書留郵便による郵送にて提出してください。**

3 開札の実施（「第6 落札者の決定方法」参照）

【開札日】 令和5年12月18日（月）・12月19日（火）（時間は1ページ参照）

開札に立ち会う場合は**直接会場にお越しください。**また開札結果は、入札参加者に速やかに文書でお知らせします。

- ※ 落札者には、速やかに契約手続等の説明を行います。
- ※ 落札者以外の方の入札保証金は、落札者が決定してから約3週間後を目処に申込時に指定された口座にお返しします。

4 契約の締結（「第7 契約の締結等」、「第8 契約保証金の納入」参照）

落札決定日の翌日から起算して**42日以内**に、**契約保証金**（落札金額の10%以上）を納入のうえ、**売買契約**を締結していただきます。

5 売買代金の支払い（「第9 売買代金の支払い方法」参照）

契約締結後、県が発行する納入通知書の発行日の翌日から起算して**30日以内**に、**売買代金**（契約保証金を除いた金額）をお支払いいただきます。

6 所有権の移転登記（「第10 所有権の移転等」参照）

売買代金の納入後、買受人からの登記請求に基づき、県が所有権の移転登記手続を行います。